

大阪市港湾施設条例施行規則第 13 条第 1 項別表第 5 に基づく等級適用基準の  
一部改正について

概要

- (1) 大阪市港湾施設条例施行規則（以下「本規則」という。）第 13 条第 1 項別表第 5 に基づく等級適用基準の一部改正について

上屋などの港湾施設においては、大阪市港湾施設条例（以下「条例」という。）において、等級に応じた使用料を定めており、本規則において、立地エリア、機能、整備年次に基づく当該等級の適用基準を定めています。

本改正案は、本規則第 13 条第 1 項別表第 5 において規定している、等級適用基準について、変更するものです。

今般、市設上屋の一つである、AB 号上屋（位置：港区海岸通 3 丁目 9 番 31 号）及び CD 号上屋（位置：港区海岸通 3 丁目 10 番 34 号）については、今後建替を予定しているところですが、当該上屋の建替期間中も大阪港の物流機能の維持、海上貨物輸送網の構築や定着を図るため、代替施設として新たにテント造の仮設 1 号上屋及び仮設 2 号上屋（以下「本件仮設上屋」という。）を AB 号上屋及び CD 号上屋の付近に設置することとし、本件仮設上屋の供用を開始する予定です。

今回、供用開始を予定している本件仮設上屋については、建設費や維持管理費等を考慮し使用料を算定したところ、本規則の「低床式・3 級相当」の使用料とする上屋となる見込みであり、この等級の適用基準に当てはめるため、本規則の一部改正を行います。

(2) 改正内容

大阪市港湾施設条例施行規則（平成21年大阪市規則第79号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第5（第13条関係） 〔表 別紙2 挿入〕	別表第5（第13条関係） 〔表 別紙1 挿入〕
備考 表中及び表中に挿入される別紙の〔 〕の記載は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

[別表第5 別紙1]

施設の種類	等級	適用基準
[同左]		
上屋	[同左]	[同左]
	低床式・1級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いもの及び同年4月1日以後に整備をした住之江区以外の <u>低床式上屋</u>
	[同左]	[同左]
	低床式・3級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち前面水際線に大型の船舶が係留できるもの（低床式・2級のものを <u>除く。</u> ）
[同左]	[同左]	[同左]
[同左]		

[備考 同左]

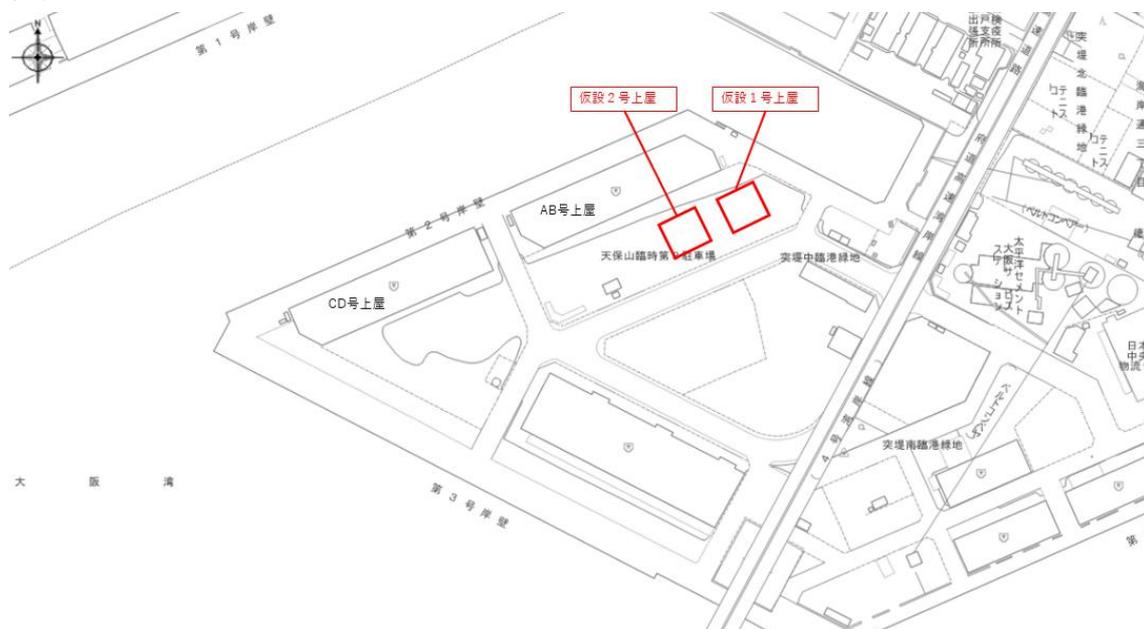
[別表第5 別紙2]

施設の種類	等級	適用基準
[略]		
上屋	[略]	[略]
	低床式・1級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いもの及び同年4月1日以後に整備をした住之江区以外の <u>低床式上屋</u> （仮設1号上屋及び仮設2号上屋を除く。）
	[略]	[略]
	低床式・3級	平成7年3月31日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち前面水際線に大型の船舶が係留できるもの（低床式・2級のもの <u>を除く。</u> ）並びに <u>仮設1号上屋及び仮設2号上屋</u>
	[略]	[略]
[略]		

[備考 略]

# 位置図・現況写真

## 位置図



## 現況写真

### 仮設上屋設置予定地



参考法規（抜粋）

大阪市港湾施設条例

第17条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者又は駐車場を利用する者は、別表第1に定める使用料（消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第17条第2項第3号に規定する船舶（以下「外航船舶」という。）に係る岸壁、ドルフィン又は船舶給水施設の使用の許可を受けた者にあつては、別表第2に定める使用料）を納付しなければならない。

別表第1（第17条関係）

上屋	<p>1 一般使用料</p> <p>1平方メートルまでごとに 1日</p> <p>高床式</p> <p>特級 37円54銭</p> <p>1級 28円8銭</p> <p>低床式</p> <p>特級 35円24銭</p> <p>1級 25円73銭</p> <p>2級 24円54銭</p> <p>3級 22円41銭</p> <p>4級 20円27銭</p> <p>5級 18円45銭</p> <p>2 専用使用料</p> <p>1平方メートルまでごとに 1月</p> <p>高床式</p> <p>特級 1,141円</p> <p>1級 853円</p> <p>低床式</p> <p>特級 1,067円</p> <p>1級 779円</p> <p>2級 703円</p> <p>3級 639円</p> <p>4級 565円</p> <p>5級 494円</p>
----	--

備考

- 1 荷さばき地、上屋、船客上屋、青果物上屋及び荷さばき施設附設事務所の等級については、市規則で定める。

## 大阪市港湾施設条例施行規則

第 13 条 条例別表第 1 備考 1 の荷さばき地、上屋、船客上屋、青果物上屋、荷さばき施設  
 附設事務所及び旅客乗降用渡橋に係る市規則で定める等級は、別表第 5 のとおりとし、条  
 例別表第 3 備考の荷さばき地に係る市規則で定める等級は、別表第 6 のとおりとする。

別表第 5 (第 13 条関係)

施設の種類	等級	適用基準
上屋	高床式・特級	平成 7 年 4 月 1 日以後に整備（直近に行った整備をいう。以下同じ。）をした住之江区の高床式上屋
	低床式・特級	平成 7 年 4 月 1 日以後に整備をした住之江区の低床式上屋
	高床式・1 級	住之江区の高床式上屋（高床式・特級のものを除く。）及び住之江区以外の高床式上屋
	低床式・1 級	平成 7 年 3 月 31 日以前に整備をした住之江区の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いもの及び同年 4 月 1 日以後に整備をした住之江区以外の低床式上屋
	低床式・2 級	平成 7 年 3 月 31 日以前に整備をした住之江区の低床式上屋（低床式・1 級のものを除く。）及び同日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち年次・物流機能の高いもの
	低床式・3 級	平成 7 年 3 月 31 日以前に整備をした住之江区以外の低床式上屋のうち前面水際線に大型の船舶が係留できるもの（低床式・2 級のものを除く。）
	低床式・4 級	昭和 40 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月 31 日までに整備をした住之江区以外の低床式上屋（低床式・2 級及び低床式・3 級のものを除く。）
	低床式・5 級	昭和 40 年 3 月 31 日以前に整備をした低床式上屋（低床式・2 級及び低床式・3 級のものを除く。）